

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月6日

国立大学法人東北大学理事 植木 俊哉

1 工事概要等

- (1) 工事名 東北大学（青葉山3）総合研究棟（環境科学系）3階改修工事
- (2) 工事場所 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 東北大学青葉山3団地構内
- (3) 工事概要 本工事は、青葉山3団地構内において総合研究棟（環境科学系）（鉄骨造、地上5階建、延べ面積 4,977 m²）の間仕切壁新設等内部改修工事を行うものである。なお、関連する電気設備、機械設備工事については、別途発注する予定である。
- (4) 工期 平成30年8月31日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における**建築一式工事に係るB、C又はD等級**の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成12年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) **平成20年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件の全てを満たす同種工事の施工実績を有すること。**（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - ・用途：庁舎、校舎、教育施設、研究施設又は診療施設
 - ・新営又は改修の別：新営又は改修

・工種：建築工事

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。

- (5) 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、同一の主任技術者が2件まで管理することを認める。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人東北大学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）
- (8) 宮城県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係
電話番号 022-217-4946

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成30年4月6日から平成30年4月17日

入札説明書等の交付に当たっては、「文部科学省電子入札システムHP」(<http://portal.ebid.mext.go.jp/top/>) 本学の当該調達案件からダウンロードすること。

または、「東北大学施設部HP」(<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu>) からダウンロードすること。

また、図面等の交付に当たっては、上記3(1)に同じの案内に従って購入するものとする。なお、図面等の交付は平成30年4月18日を予定している。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成30年4月6日から平成30年4月17日 15時00分まで
上記3(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

開札は、平成30年5月11日 10時00分 東北大学施設部会議室にて行う。

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

①入札保証金 免除。

(4) 落札者の決定方法 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。